

特記仕様書

第1 (基本事項)

1 件名

簡易水道水質検査業務委託

2 目的

本委託業務は、簡易水道事業の給水栓等の水質検査を目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、富士川町簡易水道事業（以下「発注者」という）が委託する「給水栓水等の水質検査業務委託」に関し、発注者及び受託者が遵守すべき事項を示すものである。

4 業務の委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

第2 (一般事項)

1 受託資格

(1) 受託者は水道法第20条第3項に規定される登録水質検査機関であり、水道法水質基準全項目を検査することが可能な検査機器を整備した検査施設を持ち、緊急時にも即応できる体制が確立されていること。

(2) 受託者は山梨県内に水質検査機関登録簿にある検査を行う事業所の所在地があり、緊急時に即応できる体制が確立されていること。また、町と緊密な連絡体制をとることが可能であること。

(3) 水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）又は ISO/IEC17025 の水質基準項目に関する品質管理の認証を取得し、水道水質検査における信頼性確保体制が保持されていること。

2 法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

3 機密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

4 履行場所 富士川町地内

5 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

6 手続き等

受託者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受託者の負担で行う。

7 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者、受託者協議する。

第3 (検査項目)

1 給水栓水質検査 (定期の水質検査)

(1) 検査項目及び検査頻度

別添令和 8 年度水質検査計画のとおり。

(2) 採水日程

発注者及び受託者の協議において定める。

(3) 採水場所

別添令和 8 年度水質検査計画のとおり。

(4) 試料容器の準備

ア 受託者は、必要な項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意し発注者に提供する。

イ 採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

2 原水水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

別添令和 8 年度水質検査計画のとおり。

(2) 採水日程

発注者及び受託者の協議において定める

(3) 採水地点

別添令和 8 年度水質検査計画のとおり。

(4) 試料容器の準備

ア 受託者は、必要な項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意し発注者に提供する。

イ 採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

3 その他の検査

(1) 検査項目及び検査頻度

別添令和 8 年度水質検査計画のとおり。

(2) 採水日程

発注者及び受託者の協議において定める

(3) 採水場所

別添令和 8 年度水質検査計画のとおり。

(4) 試料容器の準備

ア 受託者は、必要な項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意し発注者に提供する。

イ 採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

(6) PFAS 及び PFOA の検査

PFAS 及び PFOA の検査については概ね3ヶ月に1回とする。ただし、原水及び浄水の検査結果において検出されるおそれが少ない場合は、検査回数を協議の上、変更することができる。

4 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、発注者受託者協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

発注者が指示する日時、地点で採水を行う。

(3) 試料容器の準備

ア 受託者は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに別紙1（採水の手引き）に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

(4) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

第4 (検査方法)

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号(最近改正を使用))、残留塩素については水道法施行規則第10条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年9月29日厚生労働省告示第318号(最近改正を使用))、水温については「上水試験方法」(最新版)により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に給する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 現場での測定

ア 水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受託者が準備をする。

イ 受託者の採水者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、発注者の請求に応じて提示しなくてはならない。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成15年10月10日付健水発第1010001号(最近改正を使用))に基づき実施する。

(4) 速報値の報告

ア 給水栓水及び原水の水質検査結果については、採水日から一週間以内に一次報告を行う。

イ 水道法第18条に基づく水質検査結果については、発注者の指示する日までに報告する。

ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに発注者に連絡する。

(5) 再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。

この場合の費用は、発注者受託者協議のうえ決定する。

(6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(7) 報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 検査結果以外にも、発注者の要請に分析日時及び分析を実施した検査員を示した試料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を発注者の要請に応じて添付する。

(8) 検査項目及び検査頻度への提言

ア 法令等に基づく検査項目及び検査頻度とともに、当該浄水処理施設の水質管理として必要な水質試験項目及びその頻度について提言する。

2 検査結果の信頼性確保

受託者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

ア 受託者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 受託者は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

(3) 機器の整備

受託者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として全ての水質基準項目（一般細菌、大腸菌、総トリハロメタン、蒸発残留物、pH値、味及び臭気を除く）について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受託者が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について発注者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受託者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、発注者（発注者から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に受託者への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

発注者は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。

この場合、受託者は、発注者が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、発注者に提出する。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

	名称	部数	提出期限等
一般事項	業務委託着手届	2	契約確定日
	従事者等届(職務分担含む)	2	契約締結後10日以内
	業務委託計画書	2	
	打合せ議事録	1	必要の都度
水質検査関係	検査機関連絡体制表	2	契約締結後10日以内
	水質検査結果書(一次報告書)	1	各採水日から1週間以内
	水質検査業務委託報告書	1	各採水日から3週間以内

(2) 受託者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出する。

なお、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 受託者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出する。

ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

4 安全管理

(1) 受託者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。

(3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

採水の手引き

1. 試料の採水方法

(1) 給水栓

①鉛：5L/分で5分間流水後、15分間滞留、その後5L/分で5L採取し、均一攪拌したものを試料とする。

②その他の項目：①がある場合には、引き続き試料を採取する。①がない場合には、①と同様に5分間流水後、採水を行う。

(2) 給水栓以外

採水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製の採水器具（2L以上）と、投げ込み用のロープ（10m程度）を用意し採水する。なお、検査用試料は、採水器具を十分に原水で共洗い後のものを使用する。

2. 現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、5L/分で5分間流水直後に実施する。残留塩素が検出されない場合は引き続き5分間流出させ実施する。

3. 採水瓶

水質検査項目により下表の採水瓶を用意する。

* 印の項は、原水の場合は不必要

テフロン：ポリテトラフルオロエチレンの商品名の一つ

ハイポ：チオ硫酸ナトリウムの俗称

E D A：エチレンジアミンの略

水質検査項目		採水瓶の種類	採水容量 等	備考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100mL以上（満水）	5 L用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	滅菌瓶	120mL以上	*ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張のねじ ロガラス瓶	40mL以上（満水）	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	（指定なし）	100mL以上（満水）	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL以上（満水）	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL以上（満水）	速やかに、硝酸添加
7	塩素酸用	（指定なし）	50mL以上（満水）	速やかに、E D A添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上（満水）	アセトンで事前洗浄し、乾燥
9	ハロ酢酸用	テフロン内張のねじ	50mL以上（満水）	*採水時、アスコルビン酸添加
10	2-MIB・ジェオスミン用	ロガラス瓶	500mL以上（満水）	
11	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	1000mL以上（満水）	*採水時、亜硫酸水素ナトリウム添加
12	T O C、臭気・味用	ガラス瓶	300mL以上（満水）	
13	その他の項目用	（指定なし）	2 L以上（満水）	